

参加表明書の提出に係る質問回答書

令和 7 年 7 月 9 日

スタジアム整備等検討支援業務に係る公募型プロポーザルに関する質問事項について、次のとおり回答します。

質問事項		回 答
1	本業務（スタジアム整備等検討支援業務）を受託した場合において、今後の計画・設計業務への参画や、当該事業が P P P 手法により推進されることとなった場合の事業者選定等への参加について、参加要件・参加資格に関する制約は生じないものと解釈してよろしいでしょうか。	今後、何らかの業者選定を行う場合において、本業務受託者の参加を制限することは考えておりません。
2	実施要領 3 項(6)における J リーグスタジアムの設計業務実績に関し、「設計施工一括の場合は、設計業務の実績を証明できるものであること」とされていますが、設計業務を共同で実施する場合の要件があればご教示ください。また、業務実績を証明する書類としては、共同企業体での契約書の写しを添付することで差し支えないでしょうか。	設計施工一括契約において、共同で設計業務を実施した際は、共同企業体の協定書等で設計業務の実績が確認できれば参加資格を満たすものとします。 業務実績を証明する資料としては、共同企業体での契約書の写しのほか、共同企業体における業務分担と出資比率が確認できる書面を添付してください。
3	本業務委託仕様書第 6 項(3)イに規定されている簡易環境影響調査について、想定されるシミュレーション手法や求められる精度（例えば、Flow Designer による風・騒音の CFD 解析、RhinoCeros による日影・光害の解析程度）に関し、具体的な仕様や技術的要件等があればご教示いただくとともに、参考となる過去の実績（報告書等）や市が策定する関連ガイドライン等がございましたら、併せてご提供いただけますでしょうか。	業務委託仕様書の 6 (3)イに記載した簡易環境影響調査は、敷地境界線付近の影響を把握するために行うものであり、使用するアプリケーションソフトの仕様や精度等については、委託契約締結後の協議において決定するものとします。 なお、本市から特定のアプリケーションソフトを指定することはありません。
4	資料「プロポーザル実施要領」の「参加資格(6)」に本プロポーザル参加資格に必要な業務実績が記載されておりますが、「J リーグスタジアム基準を満たすスタジアムの新設又は改修に係る基本計画」の業務実績は本プロポーザルへの参加資格を有する実績として認められるでしょうか。	実施要領 3 (6)に記載したとおり、J リーグスタジアム基準を満たすスタジアムの新設又は改修に係る建築設計業務の元請実績は、基本設計又は実施設計に関する業務実績とし、基本計画の業務実績は含みません。
	以下 余白	